

## (岸和田市)合葬式墓地の使用に関する説明会における主な質疑

|    | 質疑                                                                   | 回答                                                                                                                                             |
|----|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 生前予約の場合、本人に代わって家族が申請者として使用許可申請の手続きをすることはできますか。                       | 生前予約の場合、必ず本人が申請者として申請してください。                                                                                                                   |
| 2  | 使用許可申請の申請者が印鑑登録をしていない場合、印鑑登録をする必要はありますか。                             | 申請者の実印が必要となりますので、印鑑登録をお願いします。                                                                                                                  |
| 3  | 申請者が認知症等の場合の申請方法はどうなるでしょうか。                                          | 一般的なお話となりますが、認知症等で判断が難しい場合は、成年後見人等の利用が考えられます。詳細につきましては、個別にてご相談ください。                                                                            |
| 4  | 使用許可申請書・誓約書はどうすれば入手できますか。                                            | 岸和田市ホームページからダウンロードしてご利用ください。また、市役所水とみどり課窓口でも配布しています。                                                                                           |
| 5  | 郵送で使用許可申請書等を提出する場合、複数件の申請を同封していいですか。                                 | 可能です。                                                                                                                                          |
| 6  | 使用許可申請について郵送又は窓口とありますが、事務処理をする順番はあるのでしょうか。                           | 郵送提出を含め申請書類を受付したものから順に書類審査を行い処理をしますが、一定期間分をまとめて許可する運用を考えています。                                                                                  |
| 7  | 生前予約の場合に必要な住民票について、同じ世帯の家族で申請する場合は1通で申請できますか。                        | すべての申請者について確認ができるものであれば、同時に申請する場合は1通で申請可能です。                                                                                                   |
| 8  | 親族の焼骨について使用許可申請をしたいが、死亡時の正確な住所が分からない場合は、使用許可申請書にはどのように記載すればいいですか。    | 使用許可申請書の「埋蔵される者」の欄は、改葬許可証（もしくは死体火葬許可証）の内容と合わせて記載してください。死亡時の住所が不明であっても改葬許可証が発行され、他の要件も満たす場合は、合葬式墓地の使用許可申請が可能です。改葬許可証の発行については、各市町村窓口へお問い合わせください。 |
| 9  | 現在、他の墓地に埋蔵している焼骨を合葬式墓地に埋蔵したい場合、改葬の手続きを行った後に、合葬式墓地の使用許可申請を行うことになりますか。 | そのとおりです。現在焼骨が埋蔵されている墓地が所在する市町村で改葬許可証の交付を受けた後、合葬式墓地の使用許可申請を行ってください。                                                                             |
| 10 | 65歳未満の人が生前予約をすることはできますか。                                             | 申請日現在で65歳未満の方は、生前予約はできません。                                                                                                                     |
| 11 | のど仏と胴骨の両方を合葬式墓地に埋蔵したい場合、それぞれ別々の申請になりますか。また、同じ納骨袋に入れることができますか。        | のど仏と胴骨を合わせて1体の申請になります。1つの納骨袋（個別安置室使用の場合は骨壺等）に入れて埋蔵することとなります。                                                                                   |
| 12 | 50回忌を過ぎた焼骨であっても、親族と証明できる書類（戸籍、除籍等）があれば埋蔵は可能でしょうか。                    | 可能です。                                                                                                                                          |

(岸和田市)合葬式墓地の使用に関する説明会における主な質疑

|    | 質疑                                                | 回答                                                                                                                                                                    |
|----|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 | 使用許可申請後に岸和田市外に転出した場合、使用許可や使用料について教えてください。         | 使用者の資格は申請日現在で判断します。使用許可を取り消すことや使用料の追加でいただくことはありませんが、住所変更の手続きをお願いいたします。                                                                                                |
| 14 | いったん使用許可を受けた後、個別安置室の使用期間の変更や、記名板の追加をすることは可能でしょうか。 | 使用許可を受けた事項を変更する場合は、使用変更許可申請が必要です。<br><変更できる内容の例><br>・合葬室のみの使用から、個別安置室の使用を追加する(ただし、合葬式墓地に焼骨を埋蔵していない場合のみ)<br>・個別安置室の使用期間を10年間から20年間に延長する(使用期間を経過していない場合のみ)<br>・記名板を追加する |
| 15 | 使用許可申請から使用許可までの期間はどの程度かかりますか。                     | 特に受付開始当初は、申請件数が多く書類審査に時間がかかることが予想され、3ヶ月程度かかる見込みです。                                                                                                                    |
| 16 | 夫婦で個別安置室を使用する場合、並べて安置してもらえますか。                    | 基本的には個別安置の位置は指定できません。夫婦等で焼骨を並べて安置されたい場合は、同時に申請いただくことで、並びの位置となるよう配慮いたします。                                                                                              |
| 17 | 生前予約で個別安置室を使用する場合、生前中に個別安置室の使用期間を経過するとどうなりますか。    | 個別安置室の使用期間は使用許可日から年数となります。生前中に個別安置室の使用期間を経過した場合は、直接合葬室に埋蔵することになります。<br>なお、10年間の個別安置室を使用する場合、その使用期間中に限り10年間延長することが可能です。(個別安置室の使用期間は最大20年間)                             |
| 18 | 個別安置室の使用期間が終了した後、再度申請などが必要となるのでしょうか。              | 使用許可については有効期間はありませんので、特に手続きは不要です。                                                                                                                                     |
| 19 | 実際に焼骨を埋蔵しないまま個別安置室の使用期間を経過した場合でも使用料は必要となるのでしょうか。  | 個別安置室に焼骨を埋蔵しなかった場合についても、その方のためにスペースを確保しますので、使用料は必要となります。                                                                                                              |
| 20 | 夫婦や家族で記名板を申請する場合、並べて設置してもらえますか。                   | 基本的には記名板の位置は指定できません。夫婦等で記名板を並べて設置されたい場合は、同時に申請いただくことで、並びの位置となるよう配慮いたします。ただし、実際に記名板を設置するのは、それぞれ埋蔵された後となります。                                                            |
| 21 | 記名板はどれくらいの大きさですか。                                 | 記名板の大きさは、縦45mm、横120mmです。                                                                                                                                              |
| 22 | 先祖代々の墓の墓じまいを考えていますが、記名板に「先祖代々」と記載することはできますか。      | 記名板に記載できるのは、故人の氏名、生年月日、死亡年月日のみとなります。<br>氏名が不明の方については記名板の設置はできませんが、合葬式墓地へ埋蔵するための条件を満たすのであれば、先祖代々の方々を受け入れることは可能です。                                                      |

(岸和田市)合葬式墓地の使用に関する説明会における主な質疑

|    | 質疑                                                                 | 回答                                                                                                                      |
|----|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 23 | 記名板を設置する際に、親族等に設置する旨の連絡は入るのでしょうか。                                  | 特に連絡はいたしません。<br>なお、記名板の設置を希望する場合は、焼骨の埋蔵の受付時に記名板に記載する内容の最終確認をしていただきます。生前予約者の死亡年月日についても、その時点で確認を行います。                     |
| 24 | 設置した記名板は、永続的に設置されているものですか。                                         | 記名板を設置した後は、市が永年管理します。                                                                                                   |
| 25 | 記名板の設置可能数に上限はありますか。                                                | ありません。記名板の設置を希望する方皆様が申請いただけます。                                                                                          |
| 26 | 使用料以外に、毎年の管理料や掃除料等の費用は発生しますか。                                      | 合葬式墓地の使用にあたっては、使用料以外の費用(毎年の管理料や掃除料等の費用)は発生しません。                                                                         |
| 27 | 生前予約で使用許可を受けた後、実際の埋蔵は何年も後になっても問題なく合葬式墓地に入れますか。                     | 使用許可時に場所を確保しますので、問題なく埋蔵いただけます。                                                                                          |
| 28 | 生前予約と焼骨の埋蔵を考えています。自身(生前予約者)の埋蔵のタイミングで、事前に申し込んでいる焼骨を埋蔵することは可能でしょうか。 | 同時に埋蔵することは可能です。<br>生前予約者と焼骨を同時に埋蔵できるよう措置を講じておいてください。                                                                    |
| 29 | 他の墓地から合葬式墓地へ改葬したいが、埋蔵から長期間が経過しており焼骨が残っていない場合はどうしたらいいですか。           | 焼骨が残っていない場合、霊土を密閉可能な容器に入れた上で、納骨袋(個別安置室使用の場合は骨壺等)に入れてお持ちください。                                                            |
| 30 | 納骨袋の大きさを教えてください。                                                   | 納骨袋は、幅及び奥行21.7cm以内、高さ25.5cm以内の大きさの容器に入る焼骨を入れることができる大きさになります。                                                            |
| 31 | 合葬室へは、納骨袋のまま埋蔵されるのか、もしくは納骨袋から焼骨を取り出して埋蔵されるのですか。                    | 合葬室へは、焼骨を納骨袋に入れて埋蔵します。                                                                                                  |
| 32 | のど仏と胴骨は一緒に納めなければならないのでしょうか。                                        | 必ずしもすべての焼骨をまとめる必要はなく、分骨をされる方もいらっしゃいます。<br>ただし、両方を合葬式墓地に埋蔵される場合は、1つの納骨袋(個別安置室使用の場合は骨壺等)にまとめてお持ちください。                     |
| 33 | 何体の埋蔵が可能ですか。                                                       | 合葬室に約7,500体が埋蔵可能です。                                                                                                     |
| 34 | 十分な数が埋蔵できる規模ということですが、埋蔵可能数の上限に達した場合はどうなりますか。                       | 合葬式墓地の整備にあたり、本市人口や死亡者数の推移、墓地の利用状況等を基に必要規模を算出し、50年間供用できる想定規模(約7,500体が埋蔵可能)としています。<br>もし、将来に合葬式墓地が不足となった場合は、増築も検討してまいります。 |

## (岸和田市)合葬式墓地の使用に関する説明会における主な質疑

|    | 質疑                                                                                                  | 回答                                                                                                                               |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 35 | 合葬室の内部はどういったものですか。                                                                                  | 合葬室は、内部に水などが入らないように密閉された部屋です。限られたスペースになりますので、一定は納骨袋が積まれた状態での埋蔵となります。                                                             |
| 36 | 合葬式墓地を見に行くことはできますか。                                                                                 | いつでもご覧いただくことが可能です。ただし、合葬室及び個別安置室の内部はご覧いただくことはできません。                                                                              |
| 37 | 誓約書の項目6について、「生前予約をする場合は、自己の責任において…(略)…あらかじめ必要な措置を講じます」とありますが、どういったことをすればいいですか。                      | 生前予約をされた方がお亡くなりになった後、どなたかが合葬式墓地に埋蔵に来ていただけるように、あらかじめ必要な措置をお願いします。具体的には、生前予約をされていることや必要書類の保管場所等をご家族に伝えておいてください。                    |
| 38 | 岸和田市共同墓地から合葬式墓地へ改葬し、共同墓地の墓は墓じまいを考えていますが、手続きの進め方について教えてください。<br>また、石材店に焼骨があるか確認してもらうには、市に届出は必要でしょうか。 | 岸和田市水とみどり課墓苑担当にて改葬許可申請を行い改葬許可証の交付を受けた後、合葬式墓地の使用許可申請を行ってください。<br>石材店に焼骨があるか確認してもらうのみであれば市への手続き等は不要ですが、墓石の撤去等の工事をする場合には、市へ届出が必要です。 |